

産業廃棄物安定型最終処分場
第三期整備事業（最終処分場の拡張）に係る
環境影響評価審査書

令和8年5月
那須塩原市

はじめに

産業廃棄物安定型最終処分場第三期整備事業（最終処分場の拡張）は、株式会社 IWD 栃木が細竹字箭坪道の 2.4 ha（うち埋立面積 1.6 ha）の区域において、産業廃棄物安定型最終処分場の変更（拡張）を行うものである。

事業者は、那須塩原市環境影響評価条例に基づき、令和 7 年 12 月 22 日付けで環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を提出した。

本市は、この提出を受けて準備書の公告及び縦覧を行ったところ、市民等から意見の提出は無かった。

本環境影響評価審査書（以下「審査書」という。）は、これらの結果を踏まえ、那須塩原市環境影響評価条例第 27 条の規定に基づき、準備書等の内容を総合的に審査し、作成したものである。

目次

1 対象事業の概要.....	1
2 審査結果.....	3
(1) 全般的事項.....	3
(2) 環境影響評価項目に関する事項.....	3
ア 大気質.....	3
イ 地下水.....	3
ウ 騒音.....	3
エ 振動.....	3
オ 植物.....	3
カ 動物.....	4
キ 生態系.....	4
ク 温室効果ガス.....	4
(3) 事後調査に関する事項.....	4
3 那須塩原市環境影響評価条例に基づく本市の手続経過.....	5

1 対象事業の概要

(1) 事業者

名 称：株式会社 IWD 栃木
代表者：代表取締役 杉山 孝
所在地：栃木県那須塩原市細竹3番1

(2) 対象事業の名称及び種類

名 称：産業廃棄物安定型最終処分場 第三期整備事業
(最終処分場の拡張)
種 類：廃棄物最終処分場の変更(拡張)
(那須塩原市環境影響評価条例第2条第1項第2号イに該当)

(3) 対象事業を実施する区域

位 置：栃木県那須塩原市細竹字箭坪道
区域面積：24,000㎡(うち埋立面積16,000㎡)
現 況：牧草地

(4) 計画の概要

ア 目的

産業廃棄物最終処分場(安定型)の既存区域の拡張

イ 事業の概要

施設名称	産業廃棄物安定型最終処分場
埋立対象物	安定5品目 廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む)、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む)
貯留構造	掘り込み式
施設面積	既存施設： 132,539.34㎡ 拡張施設： 24,000㎡
埋立面積	既存施設： 94,334㎡ 拡張施設： 16,000㎡
埋立容量	既存施設： 1,436,947.00㎡ 拡張施設： 284,597.67㎡

ウ 土地利用計画

区分	面積(m ²)	比率(%)
処分場	16,000	66.67
雨水浸透槽	936	3.90
造成森林	7,064	29.43
計	24,000	100.00

2 審査結果

(1) 全般的事項

本事業は、産業廃棄物安定型最終処分場の変更（拡張）を行うものであり、工事中や供用時における環境上の配慮が求められることから、準備書に記載した環境保全のための措置等を実施するとともに、本審査書の内容を確実に遵守すること。

また、工事着手前に地域住民等に工事説明等を行い、環境影響に係る低減策、問合せ窓口等について周知するよう努めること。

(2) 環境影響評価項目に関する事項

ア 大気質

事業実施予定地及び工事用車両ルートが複数の住宅等に近接していることから、準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

イ 地下水

準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

また、水質が環境基本法に基づく環境基準を満たさない、水位が著しく変化するなど、環境保全上、特に配慮を要する事項が判明した場合には、速やかに関係機関及び地域住民と協議を行い、必要に応じて専門家の指導・助言を得て適切な対策を講じること。

ウ 騒音

事業実施予定地及び工事用車両ルートが住宅等に近接していること、施設の存在・供用による将来予測騒音レベルが栃木県生活環境の保全等に関する条例に基づく騒音規制基準と近くなると予測していることから、準備書に記載した環境保全のための措置を徹底するとともに、工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等について、工事着手前に周辺住民等へ周知するよう努めること。

エ 振動

事業実施予定地及び工事用車両ルートが住宅等に近接していることから、準備書に記載した環境保全のための措置を徹底するとともに、工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等について、工事着手前に周辺住民等へ周知するよう努めること。

オ 植物

事業実施予定地周辺で、那須塩原市希少野生動植物種の保護に関する条例により希少野生動植物種に指定される種など重要な植物種が確認されていることから、準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

カ 動物

事業実施予定地および事業実施予定地周辺で、那須塩原市希少野生動植物種の保護に関する条例により希少野生動植物種に指定される種など重要な動物種が確認されていることから、準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

キ 生態系

事業実施予定地において、上位性注目種であるオオタカの生息が確認され、事業実施予定周辺において営巣が確認されていること、また、事業実施予定地周辺において典型性注目種であるコナラーミズナラ群落が形成されまとまりのある緑や水辺を有する動植物の生息、生育環境となっていることから、準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

ク 温室効果ガス

準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

(3) 事後調査に関する事項

準備書において、事後調査は実施しないものとしているが、一部地下水の低下が見られるように、地下水の水質悪化や水位変化について、工事中及び供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする必要があると認められることから、「地下水」について、環境影響評価項目に関する事項で指摘した内容を踏まえて、工事中及び供用開始後おおむね3年間、調査を行うこと。

なお、地下水への影響は下流域及び周辺地域に及ぶ懸念があるため、調査の地点及び方法は、環境影響評価における調査に準じることとし、地下水質は、「水質汚濁法にかかる環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）及びJIS K0102等による測定を行い、調査結果の整理及び解析を行うこと。また、地下水位は、自記式水位計により測定することとし、最低でも1時間1回程度の間隔で測定し、測定結果をデータにより提出すること。

上記に関わらず、生活環境の保全に支障が生じる場合は、事後調査報告書の作成を待たず、直ちに市に連絡するとともに、生活環境を保全するための適切な措置を講ずること。

また、上位性注目種（オオタカ）に関して、工事中及び施設の供用中において騒音や振動を原因とした忌避行動が生じると考えられることが予測されており、工事中及び供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする必要があると認められることから、「生態系」のうち上位性注目種（オオタカ）について供用開始後1年経過後に、環境影響評価の方法に準じた通年の事後調査を1回実施すること。

3 那須塩原市環境影響評価条例に基づく本市の手続経過

令和7年12月22日 準備書の受領

令和8年 1月23日 準備書公告、縦覧開始

3月 8日 準備書縦覧終了、意見の締切
意見の提出無し

4月27日 審査書の作成に伴う那須塩原市環境影響評価審議
会への意見聴取

5月21日 審査書公告、事業者宛て送付